

# 国立大学法人電気通信大学余裕金運用細則

令和 3年 2月18日

## (目的)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学資金管理規程（以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における余裕金の運用について必要な事項を定め、もって本学の資金を安全かつ効率的に運用することにより、本学の中長期的な財政基盤の強化を図ると共に将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

## (運用の目標)

第2条 将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。

## (運用の範囲)

第3条 運用の範囲は、規程第12条に規定する業務上の余裕金とする。

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第34条の3第1項の規定により文部科学大臣の認定を受けたときの運用の範囲は、同条第2項に規定する業務上の余裕金とする。

## (運用の対象)

第4条 前条第1項に規定する資金の運用対象は、次に掲げるものとする。

(1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金

(3) 信託銀行を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

2 前条第2項に規定する業務上の余裕金を運用するときは、前項に加え次の方法により行うことができる。

(1) 貯金又は決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）の外貨建ての預金

(2) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第4号に規定する資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、金融商品取引法第66条の27の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）のうち少なくとも1社以上において「A（信用力が高く、信用リスクが低いと判断される債務に対する格付。以下、同じ。）」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB（投機的要素を持ち、相当の信用リスクがあると判断される債務に対する格付。以下、同じ。）」相当以下の格付がないものとする。）

(3) 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券のうち無担保の社債券であ

り、かつ、株式や為替等のデリバティブ付債券ではないもの（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「B B」相当以下の格付がないものとする。）

- (4) 金融商品取引法第2条第1項第15号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（ただし、当該有価証券の短期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、どの信用格付業者においても a-3（短期債務履行の確実性は認められるが、環境の悪化による影響を受けやすいと判断される債務に対する格付。）相当以下の格付がないものとする。）

（運用の方法）

第5条 運用にあたっては、流動性を十分確保するとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（前条第2項第2号に掲げるものを除く。以下同じ。）以外の債券等を取得する場合、同一発行体が発行した債券等への投資額は、運用資産の総額の4割を超えないものとする。

（資金運用に関する審議機関）

第6条 本学は適切な資金運用管理に資するため、資金運用に係る審議等は、規程第5条に規定する資金運用管理委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。

（資金の運用）

第7条 財務責任者は、国立大学法人電気通信大学会計規則第23条に規定する資金計画に基づき、資金運用計画を作成し、資金の運用を行うものとする。

- 2 前項の資金運用計画は、委員会及び役員会に諮らなければならない。

（運用資産の構成割合）

第8条 第4条第2項の方法による運用を行う場合の資金構成は、2分の1以上を同条第1項第2号に規定するもののうちの銀行への預金とする。

（取得債券等の満期等保有）

第9条 取得債券等は、原則として、その満期日又は償還時期まで運用するものとする。

ただし、運用期間中において、次の各号に掲げる事由が発生したときは、事前又は事後に委員会及び役員会の承認を得て、中途解約又は売却ができるものとする。

- (1) 緊急やむを得ない事情により、支払いに対応する準備金の確保が必要と認められるとき
- (2) 金融情勢の変化により、運用中の金融商品より有利な運用が確実に見込まれる他の金融商品があると認められるとき
- (3) 第12条により売却することとなった場合

（管理台帳）

第10条 財務責任者は、第7条の規定に基づき資金の運用を行い、有価証券を取得した場合は有価証券台帳に記載し、銀行に預貯金として預入れ並びに銀行又は信託銀行へ金銭の信託を行った場合は預金台帳に記載しなければならない。

（運用の評価）

第11条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価と組織や情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ総合的に行うものとする。

(取得債券等格下げ時の対応)

第12条 財務責任者は、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等で、取得後にいずれの信用格付業者による格付も「A」格未満となった場合、又はいずれかの信用格付業者による格付けが「BB」相当以下となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに委員会に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じるものとする。

(運用報告)

第13条 財務責任者は、少なくとも半期に一度は、次に掲げる内容等を含む運用報告を作成し委員会に報告を行うものとする。

- (1) 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表
- (2) 運用資産構成比率
- (3) 各金融商品別の運用の実績
- (4) リスク状況(取引銀行、社債券、約束手形等の格付け等)

2 財務責任者は、前項の報告後、速やかに同様の内容を学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告について経営協議会及び役員会に報告し、必要と認めるときは、審議等を行うものとする。

(倫理規程)

第14条 運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人電気通信大学倫理規程の定めるところによる。

(雑則)

第15条 この細則の見直しに際しては、委員会の承認を受けなければならない。

附 則

この細則は、令和3年2月18日から施行する。